

首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業 委託業務仕様書

1 委託業務の目的

首都圏における土産物の販路拡大を図るため、これまで、百貨店やセレクトショップ等でのテスト販売の実施や大規模見本市への出展支援、有力バイヤーとのネットワークを有する県内金融機関と連携した商談会の実施等、県内事業者と流通・販売事業者とを繋げる様々な取組みを行ってきた。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2021年は、国内外から訪問者が東京に集まることが見込まれる絶好の機会であるため、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間を中心に、期間限定で土産物販売コーナーを東京都心のセレクトショップ等の一部に設置し、土産物の販売促進と岐阜ブランドの一層の発信を行う。

2 業務委託期間

契約締結日から2022年（令和4年）3月31日（木）までの間とする。

3 委託事業の内容

（1）岐阜県土産物販売コーナーの設置

東京都心エリアにあるセレクトショップ等の一部又は全部を確保し、期間限定の岐阜県の土産物の常設販売拠点（以下、「土産物販売コーナー」という）を設置すること。なお、設置に関しては、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 2021年（令和3年）6月上旬を目途に開設し、6か月間以上設置すること。その間は常設とすること。
- ② 東京都心エリア（東京都港区・千代田区・中央区・新宿区・渋谷区・大田区又は江東区内）の適切な場所・広さで、2か所以上（合計40㎡以上を想定）確保すること。なお、店舗は、東京オリンピック・パラリンピックを機に国内外から訪れる大会関係者、観客、富裕層をターゲットに設定すること。
- ③ 期間中、全店舗合わせ、のべ40社以上、計300品目以上の商品を取り扱うこと。
- ④ その他、全店舗のうち2か所以上で土産物販売コーナーの一部に岐阜県内事業者のオリンピック・パラリンピック関連商品を販売する区画を設けること。区画の設置、レイアウトについては東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の指示、指導に従い適切に実施すること。
- ⑤ 店舗運営、情報発信等に必要な什器類の整備を行う場合に、設置時に内装工事と一体的に設置する必要がある整備備品以外の備品類（POSレジ等売上及び在庫管理在庫管理機器等）は原則、購入ではなくリース等により調達すること。また、訪日外国人が購入しやすいよう、キャッシュレス決済に留意すること。

（2）運営にかかる業務

① 販売にかかる基本的事項

- （ア）接客、清掃、整理整頓、装飾等、消費者目線に立った店舗運営を行うこと。
- （イ）首都圏の消費者ニーズを考慮しながら、県内事業者等の新たな土産物の掘り起こしを行うこと。
- （ウ）商品選定については、新型コロナウイルスによる需要品の変化を考慮し、県施策に沿った選定に留意しつつ、特定の地域や企業に偏らないよう配慮すること。
- （エ）商品展示・販売のほか、商品販売にかかる金銭の授受・管理等、経理にかかる業務を滞りな

く行うこと。また、入荷された商品の検品、在庫管理を適正に行うこと。なお、販売する商品については、県と協議のうえ決定し、リストを作成すること。

- (オ) 営業時間内は常時、商品説明・管理の担当者を1名以上配置すること。なお、最低1名は商品説明を英語のできる者を配置すること。

② 事業者の販売力向上に向けた事項

当該土産物販売コーナーを活用し、商品の磨き上げや営業・販売ノウハウ蓄積など、県内事業者等が首都圏で販路拡大を図るための方策を企画・実施すること。

- (ア) 実演販売等、事業者が消費者の反応を直接確認できるイベント等を少なくとも2回以上行うこと。
- (イ) 事業者に対し、購入者の動向・反応等を含めたフィードバックを行うこと。
- (ウ) 新型コロナウイルスによる消費動向の変化を踏まえ、ECサイトを活用した販売力の向上のための助言を行うこと。

③ 土産物のPRに関する事項

- (ア) 「清流の国ぎふ」ブランドのコンセプトを理解したうえで、購買意欲を喚起するような商品陳列、提案、販売を行い、岐阜県の土産物のPRを行うこと。なお、装飾の模様替えについてはオリ・パラ大会直前の少なくとも1回行うこと。
- (イ) 首都圏消費者に土産物をPRするため、効果的な配布物・HP等を作成すること。
- (ウ) 店舗で販売する土産物等について、HPやSNS等によるPRのほか、メディアを活用したプロモーション等を実施すること。

④ 売上金管理業務

出展者と取引口座を開設し、売上金の出展者毎の計算、分配を担うこと。なお、売上に係る業務手数料は各出展者と調整して徴収するものとし、その額については県と協議の上決定すること。

⑤ 出展者等との各種調整

会場設営・撤去の監理、什器の手配、商品情報、商品の搬入出方法、運営、売上金管理業務などの確認事項について、出展者等と各種調整を行うこと。なお、調整状況については、随時県へ報告するとともに、必要に応じて県の指示を受けること。

⑥ 保険の加入

期間中の来場者に対する傷害等への賠償責任保険に加入すること。

⑦ 検査

県は、委託業務完了届を受理した時は、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。受託者は、検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

⑧ 新型コロナウイルスの感染症対策

店舗の換気、従業員のマスク着用及び手指の消毒、什器の消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な措置を講ずること。

(3) 撤去にかかる業務

設置期間は、基本的に2021年（令和3年）12月末までとするが、施設の原状復帰や撤去にかかる円滑な業務遂行を考慮し、県、受託者、店舗管理者と協議のうえ、閉店日時を決定すること。
なお、閉店後の原状復帰に係る業務については、原則として受託者が行うこと。

4 業務の実施体制

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整を行ったうえで、業務全体を管理する業務責任者を配置すること。なお、業務責任者はやむを得ない場合を除いて変更しないこととし、委託契約締結後速やかに、業務責任者の氏名等を県に通知すること。

5 県への報告書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書（実施体制、スケジュール含む）を作成し県に提出すること。また、計画を変更した場合は、速やかに県と協議のうえ承認を得ること。
- (2) 事業実施中は、売上販売額やその商品名について分析し月2回以上の報告を行うとともに、県が求める場合は、店舗管理全般について報告を行うこと。
- (3) 本事業に参加した事業者等を対象としたアンケートを実施し報告すること。
- (4) 事業終了後は、委託事業完了届及び事業実施結果を取りまとめた報告書を速やかに提出するとともに、本事業で制作した成果物のデータを編集可能な形式（Microsoft Word, Excel, PowerPoint（～ver2010）等）で納品すること。

6 関係書類等の整備

本事業実施に関する関係書類（総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類）を整備し、業務終了後7年間は保管すること。

7 支払い条件等

- (1) 本業務に係る経費は、原則として、業務を完了し検査した後に支払うものとする。
- (2) 業務の遂行上必要がある場合には、受託者は前金払を請求することができる。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」のほか、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

9 著作権等について

著作権については、別記「著作権等取扱特記事項」によること。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰する事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができる。そのために県に損害が生じた場合は、受託者は賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止又は延期、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

12 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原画
 - 二 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(JPEG形式又はAdobe Illustrator形式、及びPDF形式)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」

という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持

義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。